

入札公告

令和7年度 防災安全交付金事業 町道岩丸線（岩丸橋）橋梁耐震補強工事について一般競争入札を行いますので、仁淀川町財務規則（平成17年8月1日規則第41号）第85条により公告します。

令和8年2月5日

仁淀川町長 片岡 信博

第1 入札に付する事項

- 1 工事番号 一
- 2 工事名 令和7年度 防災安全交付金事業 町道岩丸線（岩丸橋）橋梁耐震補強工事
- 3 工事種類 土木一式工事
- 4 工事概要 別紙金抜設計書等による。
- 5 工事場所 仁淀川町岩丸
- 6 予定期 契約日から令和8年3月31日まで
- 7 設計金額 66,270,000円(税抜き)
- 8 最低制限価格 予定価格の10分の7から10分の9までの範囲
- 9 参加申請期間 公告の日から令和8年2月13日(金)正午まで
- 10 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和8年2月20日(金)午前9時00分から
 - イ 場所 仁淀川町役場本庁1F多目的ホール
- 11 入札方法 入札書に記載する金額は消費税抜きの金額とすること。

第2 入札参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- 2 仁淀川町における「令和7年度入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されている者のうち、本工事参加申請時における直近の経営事項審査通知書の土木一式工事の総合評定値（P値）が700点以上の者であること。（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し提出）
- 3 仁淀川町内に主たる営業所又は従たる営業所を置く者。
- 4 公告から入札期日までの期間において、仁淀川町建設工事指名停止措置要綱第1条の規定により指名停止されていないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会

社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続き開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続き開始の申立てがなされなかつたものとみなす。

- 6 工事の場合、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を適正に配置できること。

第3 契約条項を示す場所、一般競争入札参加資格確認申請等

- 1 契約条項を示す場所、この公告に関する問い合わせ先
〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町役場 総務課 TEL0889-35-0111
- 2 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法
仁淀川町ホームページからダウンロードによる。
仁淀川町ホームページURL <http://www.town.niyodogawa.lg.jp/>
- 3 提出方法
仁淀川町役場総務課に持参もしくは郵送。
- 4 入札参加資格確認の通知
申請書等により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月17日（火）までに通知する予定。

第4 入札条件・保証金等

- 1 この入札への参加者は、仁淀川町競争入札心得を了知すること。
- 2 質疑応答
設計図書の内容について質問がある場合は、別紙の質問書により令和8年2月13日（金）正午までにメールにより送信すること。回答は、質問書受信後速やかに町ホームページ等に掲載する。
仁淀川町役場 総務課メールアドレス soumu@town.niyodogawa.lg.jp
- 3 入札保証金 免除する。
- 4 配置予定技術者届出書の提出（営業所に置く技術者とは別に工事現場に置く専任の技術者）
 - ①一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に、別に定める様式による「配置予定技術者届出書」を提出しなければならない。
 - ②「配置予定技術者届出書」の提出がない場合は、この入札に参加できない。
- 5 現場代理人・技術者届の提出
 - ①落札者は、契約の締結前に、別に定める様式により「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。正当な理由がない限り、入札前に提出する「配置予定技術者」の変更は認められない。
 - ②「現場代理人・技術者届」について、落札決定日から起算して10日以内（土日祝日及び閏序日を含む）に提出がない場合は、落札決定を取り消す。
 - ③契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認

められる場合は、落札決定を取り消す。

④契約締結前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。

⑤契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

6 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結時に中間前金払か部分払かの何れかを選択し、契約締結後の変更は認められない

7 契約保証金

この工事の契約を締結するにあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、仁淀川町競争入札心得第22条ただし書き以下に該当する場合は、この限りではない。

第5 契約締結に関する事項

本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであるので、落札決定した日を含めて10日以内（ただし10日以内に議会開催の場合は議会開催の前日まで）に仮契約を締結し、町議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。